

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

法人が解散した場合の欠損金額の損金算入制度における「残余財産がないと見込まれるとき」の判定について

《内容》

関与先の甲社は、平成29年8月31日に解散しました。その時点における貸借対照表の純資産額は債務超過となっていました。平成29年9月30日に土地の譲渡を行い、その売却益が生じ、純資産の部がプラスとなり、債務超過の状態を解消することができました。

平成29年10月31日に残余財産が確定したことから、平成29年9月1日から平成30年10月31日までの事業年度における法人の所得計算をしたところ、法人税等の額が500千円発生（未払法人税）するため、純資産の部が△300千円となる予定です。この場合、残余財産がないと見込まれるときに該当するかどうかは、未払法人税等を負債に含めたところで判定することになるのですか。

『答』

未払法人税等を負債に含めたところで判定することになります。

(解説)

- 1 法人が解散した場合において、残余財産がないと見込まれるときは、その清算中に終了する事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額を基礎として計算した金額に相当する金額は、青色欠損金等の控除後の所得の金額を限度として、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することとされています（法法59③）。

この債務超過の状態であるかどうかは、法人税基本通達12-3-9((残余財産がないと見込まれることを説明する書類))の規定により、一般的には実態貸借対照表（法人の有する資産・負債の価額（時価ベース）で作成された貸借対照表）により確認できることが明らかにされています。

- 2 ご質問の趣旨は、「残余財産がないと見込まれるとき(債務超過の状態にあるとき)」の判定に際し、法人税の所得金額の計算上、損金の額に算入されない法人税等の額に係る債務（未払法人税等）は含めずに判定するのではないかとの疑問によるものと思料されます。

この点、一般的に、実態貸借対照表を作成するに当たっては、事業年度終了の時に於いて有する資産に係る含み損益、退職が見込まれる従業員に将来支給する退職金など、その時に於いて税務上損益の実現を認められないものであっても、法人の清算に当たって実現が見込まれる損益まで考慮して、その作成がされているケースが多いと思われまゝ。

3 このよゝなことからすれば、本件ケースに於ける未払法人税等についても清算中の事業年度（適用年度）に於いて税務上損益の実現は認められませんが、実態貸借対照表の作成時（平成30年10月末）の状況で将来発生が見込まれるものであることから、その実態貸借対照表に計上されるものと考えられます。

したがって、本件の場合、平成30年10月期（適用年度）の未払法人税等500千円を負債に含めた実態貸借対照表に基づき「残余財産がないと見込まれるとき」の判定を行うこととなります。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用（転用）することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。